

## 死因究明等推進計画の変更について

令和6年7月5日  
閣議決定

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第19条第7項の規定に基づき、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）の全部を別冊のとおり変更する。